

滋賀県訪日ウェブサイトリニューアル業務仕様書

1. 業務名

滋賀県訪日ウェブサイトリニューアル業務

2. 業務期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3. 業務の目的

本業務は、訪日旅行者や訪日旅行計画者等に対し本県観光情報を紹介する滋賀県訪日ウェブサイト（「SHIGA Tourism Official Website - SHIGA BIWAKO」ウェブサイト（以下「当ウェブサイト」という））を旅マエ・旅ナカ・旅アト情報を充実させた情報発信基盤へと改修し、本県への来訪を促すための強い動機付けとすることを目的とする。

4. 対象WEBサイト

以下の3言語を対象にリニューアルを行うこと。

- (1) 英語 <https://en.biwako-visitors.jp/>
- (2) 中国語（簡体字） <https://cn.biwako-visitors.jp/>
- (3) 中国語（繁体字） <https://tw.biwako-visitors.jp/>

5. 業務内容

受託者は、本事業の以下業務すべてについて責任を負い、全体を統括すること。

(1) ウェブサイトの構築

- ・サイト訪問者および管理者の双方にとって有用かつ当ウェブサイトの主な来訪者である外国人視点も考慮したサイト構成・画面展開を設計し、提案すること。
- ・ウェブサイトの名称については SEO 対策等の観点を踏まえ、公益社団法人びわこビジターズビューロー（以下「当ビューロー」という。）と協議の上決定すること。
- ・ウェブサイトはスマートフォンを基本とした構築とするとともに、PC やタブレットでも閲覧が出来るレスポンスサイトとすること。
- ・Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari 等の一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとする。
- ・ウェブサイトについては公開前に必要なテスト運用を実施し、不具合等は修正すること。テスト実施後はテスト結果報告書を作成すること。

- ・ドメインについては、「biwako-visitors.jp」を引き続き使用すること。
- ・リニューアルにあたりサーバーの変更が必要な場合は提案すること。
- ・対象言語ごとの特徴を踏まえた十分な SEO 対策を講じること。また、公開後に当ビューローにおいて Google Analytics 等によるアクセス解析が行える環境を整えること。
- ・訪日外国人のための主要宿泊予約サイトとの API 連携を行い、当ウェブサイト内で決裁が可能な仕組みとすること。なお、連携先のサイトも含めて提案すること。
- ・掲載されるスポットについてはソート機能を付けること。
- ・24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働させること。
- ・耐障害性を十分考慮すること。
- ・重要な機器については、停電の際に予備電源を備え、落雷の際に過電流保護対策を行うこと。
- ・原則、毎日データのバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、少なくとも前日のバックアップ時点までのデータ回復を行えること。
- ・緊急性の高いセキュリティパッチの適用は迅速に行うこと。
- ・障害が発生した場合の対応は受託者が責任をもって行うこと。
- ・ユーザーが求める情報に容易にアクセスでき、使いやすく分かりやすいデザインとすること。また、アクセシビリティに配慮すること。
- ・特にトップページについては、本県の魅力やブランドが視覚的に伝わるようなデザインにすること。
- ・パソコン、スマートフォン、及びタブレットの各デバイスにおいて、最適化したデザインとすること。

(2) コンテンツマネジメントシステム（以下、「CMS」という。）の導入

- ・各言語の情報をスムーズ且つ安定した編集ができるものとする。
- ・当ビューローで編集が可能なコンテンツ領域に関しては、当ビューロー担当者と運用範囲を協議すること。
- ・当ビューローの海外誘客部会員（約 130 会員）個々に編集権限を付与し、所有するスポット情報等を会員自身が更新できるものとする。複数アカウントが同時に編集できるシステムを構築すること。
- ・HTML 言語など詳しい知識、スキルを持たない者でも容易に操作できるようにすること。また 操作マニュアル等を作成し、必要に応じて研修会（オンラインによる実施も可）を開催すること。
- ・当ビューローの海外誘客部会員のコンテンツについては部会員以外のコンテン

ツとの差別化を図ること。

- ・導入する CMS はサポートが受けられる製品であることを前提とし、使用期間や、利用者数、バージョンアップなどにより、ソフトウェアライセンスの費用が増額とならないようにすること。また、必要なセキュリティパッチを適用し、脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。

(3) 新規記事の作成・公開

- ・新サイトの公開に合わせ、本県への訪問を促すことを目的とした観光に関する新規記事を 4 言語合計で 4 本以上作成すること。作成予定記事のテーマと概要を提案すること。4 本の記事のうち、1 本はオーベルジュについての記事とすること。
- ・当ビューローが提供する観光に関する記事を適宜掲載すること。
- ・作成にあたっては独自の取材、写真撮影（ライターによる撮影可）を行い、外国人目線で内容を構成し、文章については対象言語を母国語とする者が作成すること。
- ・納品時には各記事の日本語訳（要約で可）を添付すること。なお、取材に要する交通費等、記事の作成に要する経費についても含めた上で価格提案書（見積書）を提出すること。
- ・取材先との交渉等については、原則として受託者が行うこと。ただし、必要に応じて当ビューローが協力するものとする。
- ・作成した記事は、新サイトのページで公開すること。
- ・1 記事あたり 2,000 字程度とすること。

(4) 現行サイトからの情報移管

現行サイトの掲載情報を新サイトへ移管すること。なお、移管にあたっては、現行の Web サイトに掲載している既存コンテンツの移行を予定しているが、本県の認知・関心度を高めるという観点から、内容の精査や整理が必要な場合には提案をすること。

※現行 Web サイトのデータ（テキスト・画像）は当ビューローから提供する。

(5) その他

- ・リニューアル後の Web サイト保守費用（1 年間）の見積を提出すること。なお、保守・管理の範囲としては下記のとおり。

＜保守・管理の範囲の例示＞

- a. ドメインの維持管理
- b. SSL サーバ証明書の維持管理

- d. テキスト・写真の修正、削除、追加
- e. リンク先の修正、削除、追加（リンク切れチェックを含む）
- f. CMS のバージョンアップ対応
- g. バージョンアップ対応時のマニュアル改訂
- h. アクセス解析等による現状分析結果及び当該結果を踏まえた改善策提案に関するレポート作成（年1回）
- i. 操作方法等新サイトに関する質問に対する回答・指導

※なお、予算の都合等により見積もりどおりの内容で契約することを確約するものではない。

- ・委託業務の実施においてコンピュータ及びサーバーについては、有償のウイルス対策ソフトをインストールするなど、十分な対策を講じること。また、個人情報扱うコンテンツについては、個人情報の漏えい等の防止について必要な対策を講じることとし、SSL による暗号化を図ること。
- ・当ビューローと受託者は、契約締結後、早期に初回の打ち合わせを実施し、その後も必要に応じて打ち合わせを実施するなど連絡を密にし、意思の疎通を図ること。なお、受託者は、打ち合わせ後に協議した内容をまとめ、書面により報告すること。
- ・各業務の全体スケジュールを提案すること。
- ・委託業務の実施にあたっては、当ビューローとの協議、関係者への連絡調整が迅速に行える体制を整えること。また、障害発生時にすみやかに対応ができる体制を整えること。
- ・受託者は、Web サイトの設計・制作及び運用保守業務に係るプロジェクトマネジメントの実績を有する者を主任担当者とし、全体的な作業計画の策定と進捗管理を行うこと。

5. 成果物

(1) 納品先

（公社）びわこビジターズビューロー

滋賀県大津市打出浜 2－1「コラボしが 2 1」6 階

(2) 納品期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

(3) 納品物

①実績報告書 2 部（印刷物）および PDF データ

なお、実績報告書には下記内容を含めること

- ・業務概要（業務名、目的、業務期間等）
- ・業務実施結果および成果

- ・本業務にて作成した本県への訪問を促すことを目的とした観光に関する新規記事の日本語訳（要約で可）
- ・総括ならびに当ビューローが今後行う訪日ウェブサイト運営に係る提言
- ②操作マニュアル 2部（印刷物）およびPDF データ
- ③ウェブサイト作成時に使用した画像データや撮影した写真データおよびソースコード

6. 業務運営および管理に係る重要事項

- ・実施体制を明確にすること。
- ・本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容および各業務のスケジュールや進捗進捗を行うための実施計画を作成すること。
- ・本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により当ビューローと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- ・受託者自らが事務局を設置し、業務の運営および管理の一切の取りまとめを行うこと。
- ・参考見積およびその内訳について、項目・単価等を具体的に明記した積算内訳を作成すること。
- ・上記積算内訳を作成する際は、人件費や企画費、一般管理費などは、システム導入費、取材費、レンタル経費等の実費と必ず区分すること。
- ・本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- ・別紙個人情報取扱特記事項を遵守し、本業務において、知り得た事項については全て、業務終了後においても他に漏らしてはならないこと。
- ・本業務における、成果物の所有権、著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、利用権は、当ビューローに帰属するものとする。
- ・本業務の実施に当たり作成された書類・データの使用、補完にあたっては、紛失・漏洩等が生じないよう厳重に管理すること。
- ・本業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項や細部の業務内容に疑義が生じた場合には、その都度、当ビューローと協議の上、業務を遂行すること。